

ブラジルにおける商標出願制度概要

Licks 特許法律事務所

ブラジル弁護士
カラペト・ホベルト



特許訴訟、偽造防止対策、不正競争防止などの知財を専門分野とする日本語が堪能なブラジル弁護士。現在は、弁護士活動の外、早稲田大学法学研究科に在籍して日本の知財法を学びつつ、ブラジルを含めた南米各国の法制度について講演やセミナーも行っている。

ブラジルにおける商標制度は、1) 出願、2) 方式審査、3) 出願の公開、4) 実体審査および5) 登録の手順で進められる。登録になった場合、存続期間は、登録付与日から10年で、10年ごとに更新することができる。

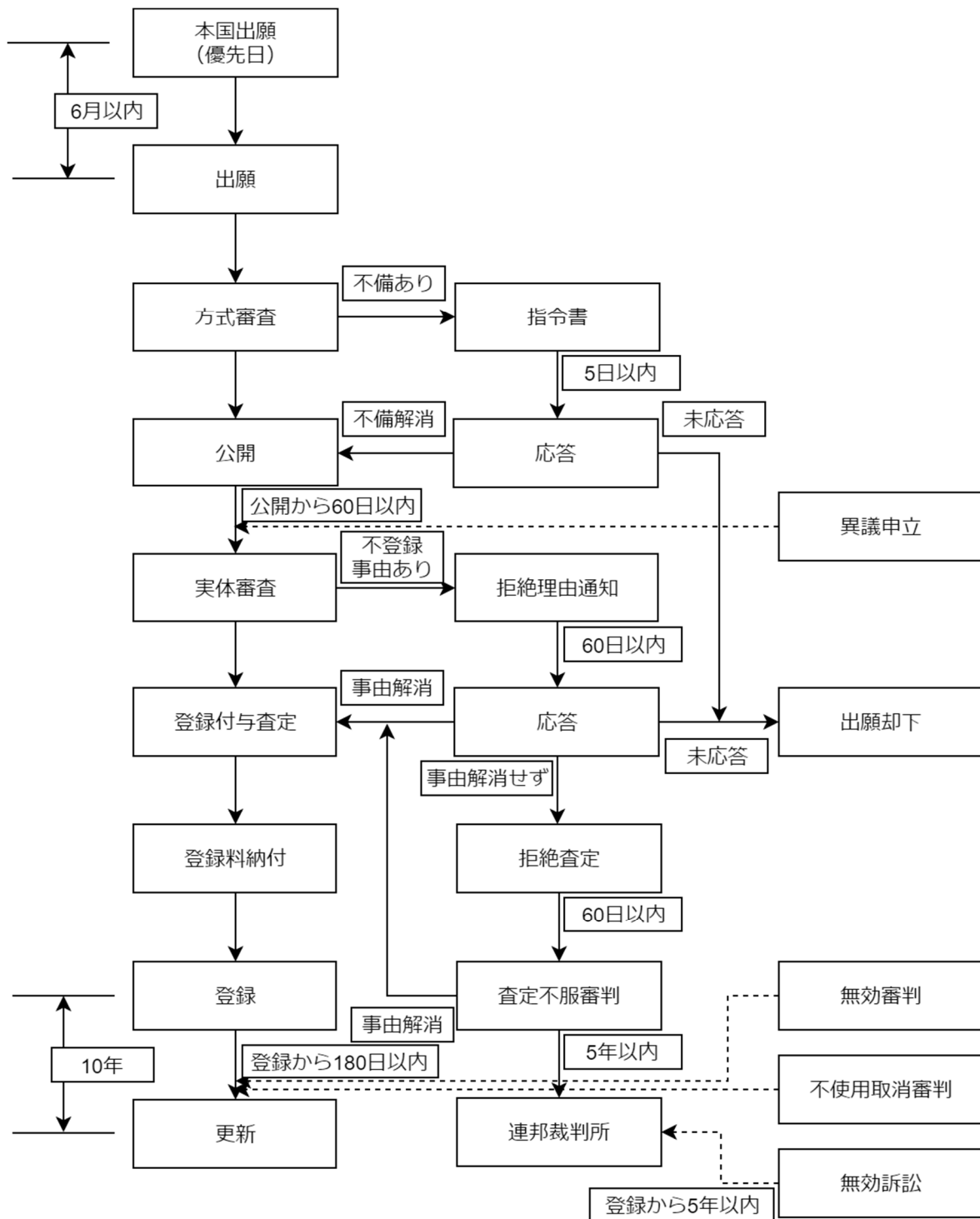
1. 出願

ブラジルにおいて登録が認められる商標には、次の3種類がある。

- ・商標（製品に使用される Trademark および役務に使用される Service Mark）
- ・証明商標（製品または役務が品質、特性などに関して一定の基準を満たすことを証明する商標）
- ・団体商標（一定の団体の構成員によって提供される製品または役務を識別するために使用される商標）

ブラジルでは一商標多区分制を採用していないので、一出願一商標一区分でなければならない。また、出願書類はすべてポルトガル語で提出しなければならない。委任状は、出願日から60日以内に、優先権証明書は出願日から4月以内に、提出しなければならない。

商標は、文字や図形などいくつかの方法により表示される視覚的に認識可能な標章のみが登録および保護の対象となる。したがって、音や匂いを商標として登録することはできない。



商標出願フロー図

電子出願で、指定商品・役務について、区分での所定の商品・役務をリストから選択して指定すれば手数料が定額で済むが、フリーテキストで指定商品・役務を指定する場合、追加の手数料が必要となる。ブラジルは商品・役務の国際分類

に関するニース協定に加盟していないが、ブラジル産業財産庁内の決議によってニース分類を利用することを定めている。

2. 方式審査

方式審査で不備がないと認められた場合、出願書類を提出した日が出願日とみなされる。書類に不備が認められ、方式要件を満たさないと判断された場合、ブラジル産業財産庁から補正指令が出され、5日以内に応答する必要がある。

3. 公開・異議申立

商標の出願は、方式審査の後、産業財産公報において公開される。ブラジルの商標では付与前異議申立制度を採用しているため、何人も商標が公開された日から60日以内に異議申立書を提出することができる。

異議申立書が提出されると、ブラジル産業財産庁は出願人に通知し、出願人は通知から60日以内に答弁書を提出することができる。

この期間の終了後、答弁書の提出の有無にかかわらず、ブラジル産業財産庁は実体審査を行う。

4. 実体審査

ブラジルでの商標の不登録事由は、ブラジル産業財産法第124条に規定されており、この規定に基づいて以下の項目が審査される。

- ・ 関連する商品または役務の識別性
- ・ 先行商標との類似性
- ・ 商標を受けることができない標章

商標の審査結果は、ブラジル産業財産庁により毎週発行される産業財産公報に掲載される。

商標の拒絶理由が、先行商標に対する類似性である場合、先行商標の権利者の同意があれば、類似する後願の商標を認めるコンセント（同意書）制度を採用する国・地域があるが、ブラジルにおいては、商標規則に相当するブラジル産業財産庁商標マニュアル（Manual de Marcas do INPI）の「5.17 先行商標との共存

(Convivência entre marcas)」に同意書に関する記載があり、商標の審査において同意書は考慮の対象とはなるものの、審査官が先行商標と混同する恐れがあると考えれば、同意書に拘束されず、拒絶することがあるとしている。

5. 登録・更新

不登録事由に該当しないと判断された出願は登録査定を受ける。登録料の納付が行われると出願が登録される。商標の権利の存続期間は登録から10年であり、10年ごとに更新することができる。更新申請の際には、登録存続期間の最終年度内に手数料を納め、納付証明書を添付して申請書を提出する。

6. 拒絶査定を受けた場合の対応

審査の結果、商標出願を拒絶する査定が公報に通知された場合、出願人がこの結果を不服とするのであれば、公報の発行から60日以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。拒絶査定不服審判において、拒絶査定を認容する審決が出された場合、それ以降の行政的な手続を行うことができず、行政上の最終決定となる。

拒絶査定の審決を取り消す訴訟は、連邦裁判所に対して、審決から5年以内に提訴することが可能である。

7. 登録後に可能な手続

(1)無効化に関する手続

商標権の無効手続には、行政上の無効手続と司法上の無効手続の二種類の無効手続が存在する。無効審判の申立ておよび無効訴訟の提起は、正当な利害関係を有する者、またはINPIが可能である。行政上の無効手続（無効審判）は、登録の付与から180日以内にブラジル産業財産庁に対して行い、司法上の無効手続（無効訴訟）は、登録の付与から5年以内に連邦裁判所に対して行う。

(2)不使用取消審判

ブラジルでは、商標の不使用に伴う商標権の取消は、商標を5年間継続して使用しなかった場合に可能となる。

ブラジルの商標不使用取消審判の特徴は、商標を取り消されないために証明する商標使用は有効な使用（effective use）でなければならないことである。不使用取消審判が提出された場合、提出された日から5年前までの間の有効な使用を立証する必要があり、5年の間に1度だけ使用されたという程度の証拠では有効とはみなされない。

ソース：

ブラジル産業財産法

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）